

議案第二十九号

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例の一部を改正する条例

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例（平成九年港区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第四号を次のように改める。

三 たばこ 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第一号に規定するたばこをいう。

四 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。

付 則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。

(説明)

たばこ及び喫煙の定義を改めるため、本案を提出いたします。